

清水町工事着手日選択型工事特記仕様書

- 1 本工事は、「清水町工事着手日選択型工事实施要領（試行）」の対象工事とする。
- 2 本工事は、契約締結前に受注者が提出した「工事着手日通知書」に記載された工事着手日（以下同じ。）より前に本工事に着手することはできない。
なお、工事着手日とは、工事準備等を含めた着手日をいい、工事現場における施工開始日とは異なる。
- 3 本工事の契約において、清水町建設工事請負契約約款第3条第4項の「契約締結後10日以内」は「工事着手日後10日以内」と読み替えるものとする。
- 4 本工事の契約において、受注者が、清水町建設工事請負契約約款第35条に規定する前払金を請求する場合は、工事着手日以降とする。
- 5 本工事の契約保証期間は、契約日から完成日までを対象とする保証とする。